

□農業経営改善計画 □青年等就農計画
の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に記名願います。

- 1 松本市/長野県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。
- また、松本市/長野県/国は、本認定業務のほか、地域計画の作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。
- このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。
- 2 松本市は、本計画の審査及び計画目標の達成に係る支援等を行うために、市が保有する農地情報、行政基本台帳等の必要な情報を閲覧し、利用する場合があります。その際の取扱いは1に準じます。

提供する情報の内容	①認定農業者又は認定新規就農者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）情報の内容及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業経営相談所、松本市農業支援センター 等

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 令和 年 月 日 (名称・代表者) 氏名